

マネーコネクト 自動入出金サービス規定

第1条 (規定の趣旨)

この規定は、三菱UFJ e スマート証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に提供する資金決済サービスである「自動入金サービス」と「自動出金サービス」（あわせて以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

第2条 (利用条件)

1. 本サービスは、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）又はauじぶん銀行株式会社（以下「auじぶん銀行」といいます。）との間で口座振替契約を締結し、その銀行預金口座を当社のお客様基本情報画面においてスムーズ入金登録口座としてご登録いただいたお客様を対象としたサービスです。ご利用にあたっては、あらかじめ、お客様がスムーズ入金登録口座として登録済みの銀行預金口座の中から三菱UFJ銀行又はauじぶん銀行の銀行預金口座を選択し、選択した銀行預金口座を有効とする旨の設定を行っていただく必要があります。また、三菱UFJ銀行を選択する場合は、同行所定の「口座振替申込受付サービス規定」及び「個人情報利用目的/個人情報保護方針/個人情報のお取り扱いについて」の内容にご同意いただく必要があります。auじぶん銀行を選択する場合は、同行所定の「預金口座振替規約」及び「個人データの第三者提供について/金融商品仲介について/金融商品仲介についてのご注意事項/情報の相互提供について」の内容にご同意いただく必要があります。以下、三菱UFJ銀行とauじぶん銀行を総称して「連携金融機関」といい、連携金融機関のうちお客様がスムーズ入金登録口座の表示画面において有効とする旨の設定を行った金融機関を以下「指定金融機関」といいます。
2. 本サービスのご利用には当社所定の方法によりお申込みが必要となります。お客様は、「自動入金サービス」と「自動出金サービス」の双方又はいずれか一方の申込みを行うことができ、その後、当社のオートスイープ設定画面において、都度、各サービスの利用又は利用停止に係る設定を行うことができます。
3. 本サービスは、スムーズ入金登録口座の表示画面において連携金融機関以外の金融機関の預金口座を有効としているお客様はお申込みいただけません。

第3条 (手数料)

本サービスの利用には手数料はかかりません。

第4条 (自動入金サービスの内容)

1. 自動入金サービスの対象となる取引は次の各号のとおりとなります。

- (1) 国内株式（買注文）
- (2) IPO・PO（購入申込）
- (3) 単元未満株式「プチ株[®]」（買注文、定期積立サービス「プレミアム積立[®]」）
- (4) 投資信託（買注文、定期積立サービス「プレミアム積立[®]」）
- (5) 債券（買注文）
- (6) 信用取引（新規建注文）

※3号の取引は、以下の約款または規定における金銭の払い込み方法にて定める取引を対象とします。

・「単元未満株式定期積立取引約款」第5条1項に定める「当社に開設されている証券口座のお預り金から払い込んでいただく方法」

・「NISA口座（成長投資枠）単元未満株式定期積立取引約款」第5条1項に定める「当社に開設されている証券口座のお預り金から払い込んでいただく方法」

※4号の取引は、以下の約款または規定における金銭の払い込み方法にて定める取引を対象とします。

・「投資信託定期積立取引取扱規定」第5条1項に定める「当社に開設されている証券口座のお預り金から払い込んでいただく方法」

・「NISA口座投資信託定期積立取引取扱規定」第5条1項に定める「当社に開設されている証券口座のお預り金から払い込んでいただく方法」

・「外貨建投資信託の定期積立取引取扱規定」第5条1項に定める「当社に開設されている証券口座のお預り金から払い込んでいただく方法」

2. お客様は、自動入金サービスのお申込みの際に、指定金融機関の預金口座に留保したい預金残高（以下「銀行残置額」といいます。）を設定することにより、指定金融機関の預金口座に任意の金額を留保することができます。
3. 自動入金サービスは、第1項各号の取引において、お客様の当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高が当該各取引によりお客様にお支払いいただく購入代金、手数料その他諸費用の額（以下「取引必要額」といいます。）に不足する場合及びお客様の現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高に不足が発生している場合に、指定金融機関との間の口座振替契約に基づき、銀行残置額を除いた金額を上限として、当該不足額をお客様の指定金融機関の預金口座から自動的に引落して当該不足額の支払いに充当するサービスです。残高不足等何らかの理由（残高不足ではないにもかかわらず当社が引落し処理のための手続を開始した後一定の時間を経過してもその処理が完了しない場合等、原因がお客様にはない場合を含みます。）で引落しができなかった場合は、お客様は当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に当該取引に必要な金額を入金していただく必要がございます。
4. 自動入金サービスによる引落しは以下のとおり実施されます。
 - (1) お取引のご注文時、または受託済みのご注文訂正時に当該お取引に係る取引必要

額の見込み金額（当該時点における株価等に応じた見積り金額をいい、次号、第6項及び第5条第2項において「取引必要額（暫定）」といいます。）の引落しを行います。当該引落しができなかった場合は、当該ご注文の発注、及びご注文の訂正はできないものとし、また、本号に基づく引落しの時点において第5条第2項に定めるお客様の当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高の不足額が生じている場合も、当該ご注文は受託できないものとし、

- (2) 取引必要額（暫定）がご注文いただいたお取引の約定後に確定する取引必要額（次項及び第5条第2項において「取引必要額（確定）」といいます。）に不足する場合、当該お取引の注文日の当社が定める時刻より当該不足金の引落しを行います。その際にお客様の指定金融機関の預金残高が当該不足金の額に満たなかった場合は入金を行わず、翌朝までに不足金が解消されなかった場合、注文は取消、もしくは、立替金が発生します。なお、立替金が発生した場合、お客様は当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に当該取引に必要な金額を入金していただく必要がございます。
- (3) お客様の当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高の不足額がある場合は、第2号に定める引落し処理を行う際、当該不足額の引落しを第2号に定める不足金の引落しに優先して行います。また、この場合は、当該不足額が解消されるまでの間、第2号に定める不足金の有無にかかわらず、第2号に準じて毎営業日に当該不足額の引落し処理を行います。

5. 前項の規定にかかわらず自動入金サービスによる定期積立サービス「プレミアム積立®」の引落しは以下のとおり実施されます。

- (1) 指定金融機関にて、各積立プランにおいて、決済方法に自動入金サービスを設定すると、それ以降の定期積立につき積立額が不足する場合にその不足額の引落しが指定金融機関により行われます。お客様が指定金融機関を他の連携金融機関に変更した場合、変更後の指定金融機関により引落しが行われます。但し、お客様が、オートスイープ設定画面において自動入金サービスの設定を解除し、又は、スムーズ入金登録口座画面において連携金融機関以外の金融機関を有効とした場合、それ以降の定期積立につき、自動入金サービスによる不足額の引落しは行われません。
- (2) 同一日の対象定期積立が複数ある場合、その全積立額に対して、お客様の当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高が不足する場合、その不足額の引落しを行います。但し、お客様の指定金融機関の預金残高（銀行残置額を除く。）が、その不足額に満たない場合、引落しは行われません。その場合、お客様の当社口座の現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高で注文可能な分は以下順序にて注文されます。

① 外貨建投資信託の定期積立サービスのお申込み順

② 投資信託の定期積立サービスのお申込み順

③ 単元未満株式「プチ株®」の定期積立サービスのお申込み順

6. 自動入金サービスを利用してご注文を行った後に当該ご注文が失効した場合の引落し額の全額や、取引必要額（確定）が取引必要額（暫定）を下回った場合における取引必要額（確定）への充当後の引落し額の残額は、お客様から出金をご依頼いただくまでの間、当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に留保されます。但し、お客様が、自動出金サービスをお申込みいただいた場合は、当社は、都度の出金のご依頼の有無を問わず、当社口座内の余剰金を指定金融機関の預金口座に振り替えます。
7. 有価証券（新規公開株を含みます。）の公募・売出しに購入申込みいただく場合も、第4項第1号に準じ、購入申込時に当該有価証券の購入に係る取引必要額の引落しを行います。当該引落しができなかった場合、購入申込はできないものとし、再度購入申込みいただく場合は、取引必要額を当社に直接ご入金いただくか又は指定金融機関の預金口座に取引必要額及び銀行残置額の合計額以上の残高を確保していただいたうえで再度のお申込みをしていただく必要があります。
8. 前各項に定めるとおり、自動入金サービスは、お客様の当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高が取引必要額に不足する場合に、お客様の指定金融機関の預金口座の残高から銀行残置額を控除した額を上限額として当該不足額の引落しを行い、取引必要額に充当するサービスですが、当該預金口座に貸越枠が設定されている場合等において、他の事象との複合等の一定の条件が重なることにより、当社の意図によらず、当該上限額を超える額の引落しが行われ、取引必要額に充当される場合があります。かかる場合、当社は、当該超過額の返金、銀行残置額が留保されなかったこと又は貸越等が発生したことによりお客様に生じた損害の填補、当該充当の対象となる取引の取消しその他のお客様のご要望には一切応ずることができませんので、予めご了承ください。

第4条の2（自動出金サービスの内容）

1. 自動出金サービスをお申込みいただいた場合、当社は、各営業日における当社が定める時刻に、お客様の現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高から次項に基づき指定された証券残置額を控除した額を計算し、その額を自動出金額として、指定金融機関の普通預金口座に送金します。
2. お客様は、自動出金サービスのお申込みの際に、お客様の現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に留保したい残高（以下「証券残置額」といいます。）を設定することにより、お客様の現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に任意の金額を留保することができます。また、信用取引口座を保有するお客様は、証券残置額に加えて、現金勘定（信用取引口座保証金）に留保したい維持率（以下「証券残置維持率」といいます。）を設定することにより、証券残置額と証券残置維持率のいず

れか大きい金額を信用取引口座保証金として留保することができます。

3. 第 1 項の規定にかかわらず、お客様が、本サービスにおける指定金融機関の切り替えを、各営業日における当社が定める時刻から当該営業日において自動出金サービスが実行される時刻までに行った場合、当該営業日における出金は実行されません。

第5条 本サービスに付随するサービス

1. 本サービスを申し込むことにより、買付可能額表示サービスが利用できます。買付可能額表示サービスでは、現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）の残高及び指定金融機関の預金口座の残高（銀行残置額を除く。）を合算した金額をお客様のお取引画面の所定の箇所に表示します。お客様は、このサービスにおいて表示される買付可能額は利用時点の最新情報ではない場合があること及び有価証券の購入代金に手数料その他の諸費用を加算した額が表示される買付可能額の範囲内であることが自動入金サービスの利用の条件となることを了解のうえ、買付可能額表示サービスを利用いただくものとします。なお、買付可能額表示サービスは、三菱 UFJ 銀行による「買付可能残高表示サービス」とは異なるサービスであり、表示される金額の更新のタイミングには差異があります。本サービスの指定金融機関を三菱 UFJ 銀行とし、三菱 UFJ 銀行による「買付可能残高表示サービス」も併用されるお客様は、ご注意ください。
2. 自動入金サービスをお申込みいただくと、不足金自動振替サービス（ただし、信用口座開設後は不足保証金自動振替サービスも併せて「不足金自動振替サービス」といいます）が自動的に付帯いたします。不足金自動振替サービスとは、本サービスによるお取引に限らずお客様の当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高に不足が発生した場合、不足金相当額をお客様の指定金融機関の預金口座から自動的に引落して当該不足額の支払いに充当するサービスです。毎営業日の当社が定める時刻に不足額を判定し、引落しを実行いたします。同サービスにより引落しを実行する場合は、お客様が本サービスに関して銀行残置額を設定している場合であっても、銀行残置額を控除せず、当該不足額の引落しを実行します。なお、お客様のお取引に係る取引必要額（暫定）が取引必要額（確定）に不足する場合における当該お取引の発注日から受渡日の前営業日までの間の不足額の引落しについては、第 4 条第 4 項第 2 号が適用されるものとし、受渡日の当社が定める時刻以降も残存する不足額のみを本項に定める不足金自動振替サービスの対象とするものとします。
3. 当社が前項の不足金自動振替サービスに係る措置を講じたにもかかわらず、お客様の当社口座内の現金勘定の不足が解消しない場合、当社は、お客様の当社口座内に属する有価証券その他の資産を当社が適当と認める時期に売却その他の方法により換価し、換価のために要した諸費用を控除した残額を当該不足額に充当することができるものとします。

第6条（申込内容の変更）

お客様は当社ウェブサイトより、所定の手続きにしたがって、本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。

第7条（解約）

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、解約を申し出た場合
- (2) お客様が当社の証券口座を解約された場合
- (3) お客様名義の指定金融機関の口座振替契約が解約もしくは解除された場合又はお客様名義の指定金融機関の普通預金口座を解約された場合（お客様が他の連携金融機関に指定金融機関を変更する場合を除く。）
- (4) 当社又は指定金融機関が本サービスの解約又は解除を申し出た場合（指定金融機関が解約又は解除を申し出た場合であって、お客様が他の連携金融機関に指定金融機関を変更する場合を除く。）
- (5) お客様が当社又は指定金融機関どちらかの名義を変更して、双方の名義が一致しない場合（お客様が当社の証券口座と口座名義が一致する他の連携金融機関に指定金融機関を変更する場合を除く。）

第8条（取引の報告）

本サービスに係る入金については証券総合口座の入出金明細にて確認いただけます。また、証券残高の報告は、取引残高報告書を通じて行います。

第9条（本サービスの変更、停止または終了）

1. 当社は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可抗力、緊急点検の必要性又はその他の合理的な理由に基づき、お客様に通告することなく本サービスの全部又は一部を停止することがあります。
2. 当社は、停電、通信回線の事故、当社又は指定金融機関のシステム上の不具合その他の事情により緊急メンテナンスを行う必要が生じた場合、一時的に本サービスを停止することができます。
3. 前二項のサービスの停止によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責任を負わないものとします。

第10条（免責事項）

1. 当社は、総合取引約款第30条各号に掲げる事由により生じた一切の損害について、その責を負わないものとします。
2. 当社は、指定金融機関のシステム障害、不能または誤作動、メンテナンスのための本サ

ービスの休止等を含め当社以外に起因する事由で生じた一切の損害について、その責を負わないものとします。

第11条（本規定の変更）

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更その他当社が必要と判断したときには民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行なう旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2024年1月)

(2024年11月)

(2025年2月)

(2025年3月)

(2026年5月)